

(4)貨物兼乗用車

トラックのうち、最大乗車定員が4人以上であるものに係る税率は、その年税額にそれぞれ次に掲げる額を加算した額になります。

総排気量	税率(年額)	
	自家用	営業用
1 L 以下(※)	5,200円	3,700円
1 超 1.5 L 以下	6,300円	4,700円
1.5 超	8,000円	6,300円

(※)電気を動力源とするものは「1 L 以下」の区分によります。

(5)特種用途車(主なもの)

区 分 (総排気量、車両総重量など)		税率(年額)		
		自家用		営業用
		令和元年9月30日以前に 新車新規登録したもの	左記以外 (※2)	
キャンピング車 (乗車定員10人以下のもの)	1 L 以下(※1)	23,600円	20,000円	6,000円
	1 L 超 1.5 L 以下	27,600円	24,400円	6,800円
	1.5 L 超 2 L 以下	31,600円	28,800円	7,600円
	2 L 超 2.5 L 以下	36,000円	34,800円	11,000円
	2.5 L 超 3 L 以下	40,800円	40,000円	12,500円
	3 L 超 3.5 L 以下	46,400円	45,600円	14,300円
	3.5 L 超 4 L 以下	53,200円	52,400円	16,400円
	4 L 超 4.5 L 以下	61,200円	60,400円	18,800円
	4.5 L 超 6 L 以下	70,400円	69,600円	21,700円
	6 L 超	88,800円	88,000円	32,500円
起重機車など	10 t 以下	11,500円		9,000円
	10 t 超 16 t 以下	25,500円		18,500円
	16 t 超 22 t 以下	40,500円		29,500円
	22 t 超	59,400円		43,600円
工作車など	普通自動車	11,500円		9,000円
	小型自動車	8,000円		6,500円

(※1)電気を動力源とするものは「1 L 以下」の区分によります。

(※2)令和元年9月30日以前に国外で使用歴があるものを除きます。

県税事務所分室の所在地

自動車税の申告については、各地区の分室へお尋ねください。

分室名	電話番号	FAX	住所	管轄する ナンバー プレート
千早分室	092-661-5456	092-673-2271	〒813-0044 福岡市東区千早3-10-40	福岡
曾根分室	093-473-0177	093-472-9159	〒800-0205 北九州市小倉南区沼南町3-20-1	北九州
上津分室	0942-21-0554	0942-22-5318	〒830-0052 久留米市上津町中尾山2203-301	久留米
庄内分室	0948-82-1010	0948-82-4359	〒820-0115 飯塚市仁保23-44	筑豊

おしえて!

けんぜい Q&A



自動車税編

Q

去年、車を買ったときに前の車を下取りに出したのに、前の車の納税通知書が届きました。どうしてですか？

A

自動車税は4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。質問のケースでは、3月31日の時点で前の車の廃車(抹消登録)又は名義変更(移転登録)の手続きが行われていないことが考えられます。このため、下取りに出したところに確認し、抹消登録又は移転登録の手続きを行ってください。

Q

グリーン化税制で自動車税が軽減される車を購入しましたが、軽減を受けるには何か手続きが必要なのですか？

A

グリーン化税制の軽減を受けるに当たって特別な手続きは必要ありません。自動車税の納税通知書は、既に軽減(減税)した税額で送付しています。

こんなときには必ず運輸支局または自動車検査登録事務所で手続きを!!

①自動車を手放す場合・譲り受ける場合

自動車を譲渡したり下取りに出したりするとき、または自動車を友人や知人から譲り受けるときは、必ず移転又は抹消登録の手続きをしましょう。登録がそのままと、前の所有者に自動車税がかかります。

②壊れて動かなくなった自動車をもっている場合

一日も早く抹消登録の手続きをしましょう。手続きをすれば、翌月から3月までの月割の税額が減額されます。手続きを行わなければ、いつまでも自動車税がかかります。車検切れで使用しなくなったときや、解体したときも同じです。

③引越しをする場合

必ず住所変更の手続きをしましょう。住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られます。

※運輸支局・自動車検査登録事務所の連絡先はP.64に掲載しています。

鉱区税

この税は、地下に埋蔵されている鉱物を採掘する権利(鉱業権)を与えられていることに対する負担として、鉱区の設定許可を受けた鉱業権者に対して課税されるものです。

●納める人

県内に鉱業権(採掘権・試掘権)を持っている人

●納める額

区 分		税 率
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年額400円
砂鉱を目的とする鉱区	河 床	延長1,000メートルごとに年額600円
	そ の 他	面積100アールごとに年額200円
石油または可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円×2/3
	採掘鉱区	面積100アールごとに年額400円×2/3
共同開発鉱区	探査権の共同開発鉱区	面積100アールごとに年額22円
	採掘権の共同開発鉱区	面積100アールごとに年額133円

●申告と納税

申告

鉱業権の設定、変更または消滅の登録をしたときは、登録の日から10日以内に県税事務所へ申告することになっています。

納税

毎年4月1日現在の鉱業権所有者は5月末日までに、また、年の中途で鉱業権を取得した人は県税事務所が指定した日までに、県税事務所から送付される納税通知書により納めることになります。

固定資産税

この税は本来は市町村税ですが、市町村の財政上の均衡をはかる見地から、一定限度以上の償却資産に対して県が課税するものです。

●納める人

大規模の償却資産の所有者

※大規模の償却資産とは、ひとりの納税義務者が所有する償却資産で、その合計価額が市町村が課税することのできる限度(地方税法に定める。)を超えるものをいいます。

●納める額

償却資産のうち市町村の課税限度額を超える額の1.4%

●申告と納税

県税事務所が送付する納税通知書により、4月・7月・12月・2月の4回に分けて納めることになっています。
○市町村が課税する固定資産税は、土地・家屋・償却資産に対しその所有者に課税されます。標準税率は同じく1.4%です。

狩猟税

この税は、狩猟の資格を得た人が狩猟者の登録をするときに課税されるもので、鳥獣の保護などの費用に充てられる目的税です。

●納める人

狩猟者の登録を受ける人(都道府県ごとに課税されます。)

●納める額

番号	区分	第一種銃猟免許	網猟免許	わな猟免許	第二種銃猟免許
1	県民税の所得割額の納付を要する人	16,500円	8,200円	8,200円	5,500円
2	1の人の同一生計配偶者又は扶養親族 (4に該当する人を除く)	16,500円	8,200円	8,200円	5,500円
3	県民税の所得割額の納付を要しない人のうち、 同一生計配偶者又は扶養親族ではない人	11,000円	5,500円	5,500円	5,500円
4	県民税の所得割額の納付を要しない人のうち、 同一生計配偶者又は扶養親族で、 農林水産業に従事している人	11,000円	5,500円	5,500円	5,500円
5	県民税の所得割額の納付を要しない人のうち、 県民税の所得割額の納付を要しない人の 同一生計配偶者又は扶養親族で、 農林水産業に従事していない人	11,000円	5,500円	5,500円	5,500円

※平成27年4月1日から令和11年3月31日までの期間において、有害鳥獣の許可捕獲等をした者又は許可捕獲等に従事した者として、狩猟者の登録を受ける人は、上記税額の 1/2 になります。

※放鳥獣猟区(福岡県には現在ありません)のみの狩猟者の登録をする場合、上記税額の 1/4 になります。

豆 知 識

- ・「第一種銃猟免許」は、装薬銃(ライフル銃・散弾銃)を使用する場合に必要です。なお、この免許を受ければ、空気銃(ガス銃を含む)も使用することができます。
- ・「第二種銃猟免許」は、空気銃(ガス銃を含む)を使用する場合に必要です。
- ・第一種銃猟免許を受けた人が空気銃(ガス銃を含む)だけを使用する場合は、第二種銃猟免許に係る登録をすることができます。
- ・「網猟免許」は網を、「わな猟免許」はわなを使用する場合に必要です。

●申告と納税

狩猟税の申告を行う際に、県が発行する「狩猟税証紙」により納めることになっています。

●課税免除について

平成27年4月1日から令和11年3月31日までの期間において、対象鳥獣捕獲員として、狩猟者の登録を受ける人は、課税免除となります。

また、平成27年5月29日から令和11年3月31日までの期間において、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として、狩猟者の登録を受ける人は、課税免除となります。

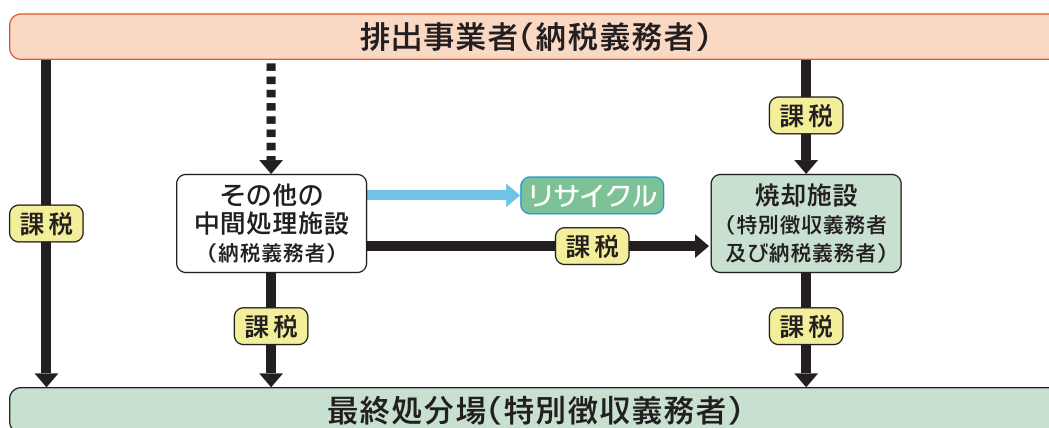
産業廃棄物税

この税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、産業廃棄物の排出抑制とリサイクルをさらに促進し、循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための費用に充てられる目的税です。

●税の仕組み

産業廃棄物税は、より高い排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求め、最終処分場（埋立）への搬入とともに排出に近い焼却施設への搬入に課税します。

なお、簡素な税制で幅広くリサイクルへ誘導するため、中間処理施設のうち、焼却施設への搬入のみを課税対象としています。



●納める人

県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

●課税標準

県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

●納める額

- 焼却施設への搬入量1トン当たり 800円
- 最終処分場への搬入量1トン当たり 1,000円

●申告と納税

焼却処理業者及び最終処分業者は、排出事業者又は中間処理業者から税金を預かり、年4回(4月末、7月末、10月末、1月末)県税事務所に申告納入します。(特別徴収)

自己処理については、排出事業者及び中間処理業者(焼却処理業者を含む)が申告納付します。

●課税とならない場合

○課税の特例

特に循環型社会の形成に資するものとして知事が認定した次のような焼却施設への産業廃棄物の搬入に対しては、課税しないこととしています。

- ①産業廃棄物を原材料として再生利用する焼却施設
- ②産業廃棄物の焼却熱を回収して有効利用する焼却施設

○課税の免除

次のような場合には、課税が不適当な産業廃棄物の搬入として課税を免除することとしています。

- ①北九州市に所在する最終処分場への搬入
- ②天災その他により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるもの

●取扱県税事務所 福岡県博多県税事務所 課税第3課 (TEL:092-260-6006)

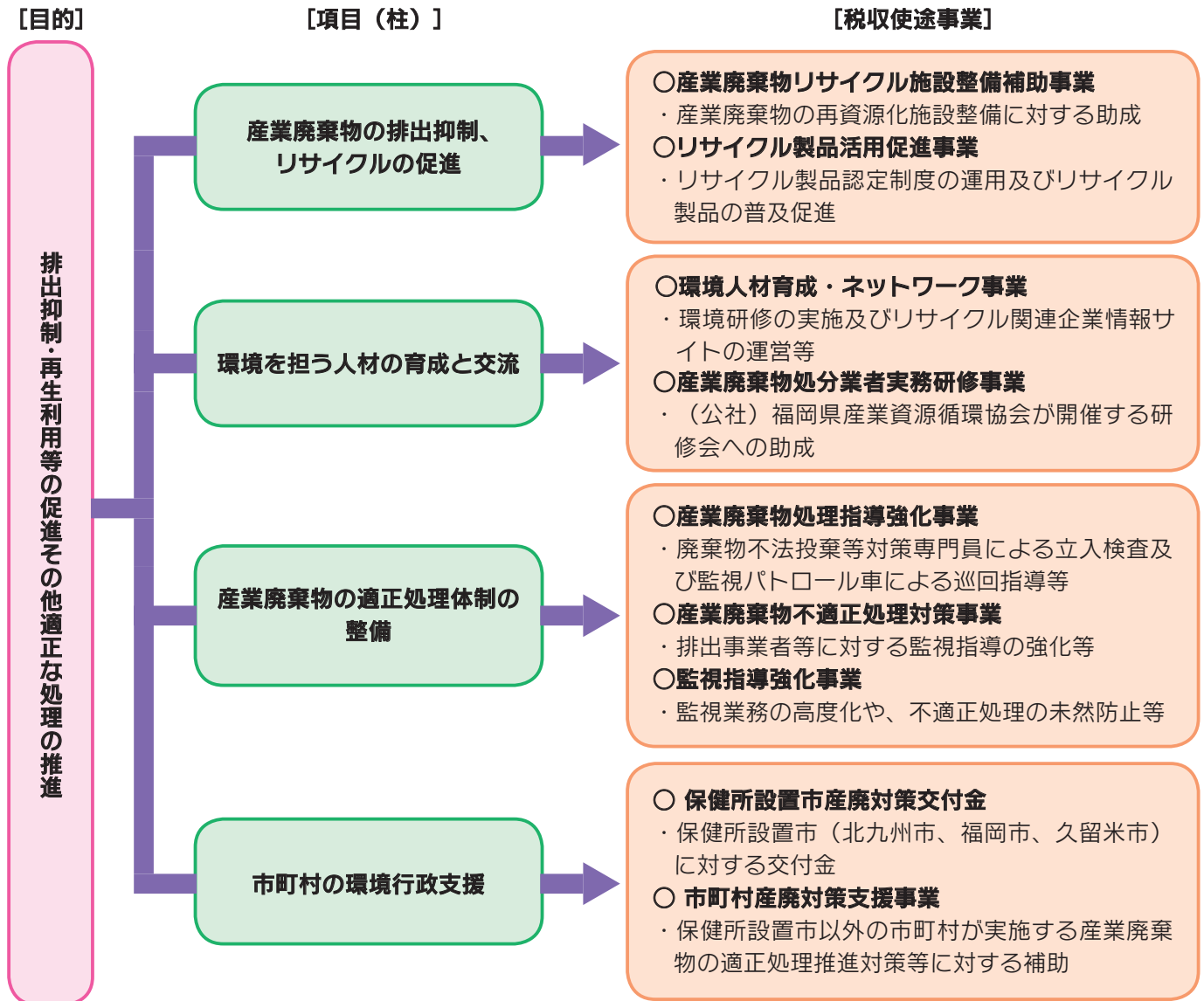
●産業廃棄物税の使いみち

産業廃棄物税の税収は、その目的である「産業廃棄物の排出抑制・再生利用等の促進その他適正な処理の推進」のために使われています。

目的を達成するため、「産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進」、「環境を担う人材の育成と交流」、「産業廃棄物の適正処理体制の整備」、「市町村の環境行政支援」という4つの項目（4本の柱）のもとに事業を行っています。

次の図は、税収使途事業の一例です。

主な産業廃棄物税 税収使途事業



産業廃棄物税の使いみちに関するお問い合わせは、福岡県環境部循環型社会推進課(TEL:092-643-3372)まで

おしえて!

けんぜい Q & A



産業廃棄物税編

Q

産業廃棄物税は、どのような廃棄物に対してかかるのですか？

A

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に大別されますが、産業廃棄物のみを課税の対象にしています。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチックなどの廃棄物のことです。

なお、家庭から排出されるごみは一般廃棄物であり、産業廃棄物税の課税の対象になりません。

Q

産業廃棄物税は、どのような場合に課税されるのですか？

A

産業廃棄物を焼却施設で焼却した場合と、最終処分場で埋立処分した場合に課税されます。

産業廃棄物がリサイクルされ、焼却施設及び最終処分場へ搬入されなければ、産業廃棄物税は課税されません。

Q

中間処理施設を経て最終処分場に搬入された場合の税負担はどうなるのですか？

A

中間処理業者が納税義務者となり、税を負担した中間処理業者は処理料金に「税相当額」を転嫁（上乗せ）して、排出業者に請求することになります。

なお、「税相当額」は、中間処理料金（委託契約金額）の一部であって産業廃棄物税そのものではないため、消費税の課税対象となります。

宿泊税

この税は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てられる目的税です。

●納める人

- 県内の宿泊施設への宿泊者
(対象となる宿泊施設は次の事業を行う施設(以下「宿泊施設」という。)です。)
- ・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)
 - ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)
 - ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(新法民泊)

●納める額

宿泊施設への宿泊数×税率＝税額

宿泊施設の所在地			税 率		
			県税率	市税率	合計(1人1泊)
福岡県(北九州市・福岡市以外)			200円	—	200円
北九州市			50円	150円	200円
福岡市	宿泊料金	2万円以上	50円	450円	500円
		2万円未満		150円	200円

※市町村が宿泊税を新たに課す場合、県税の税率は宿泊者1人につき100円となります。

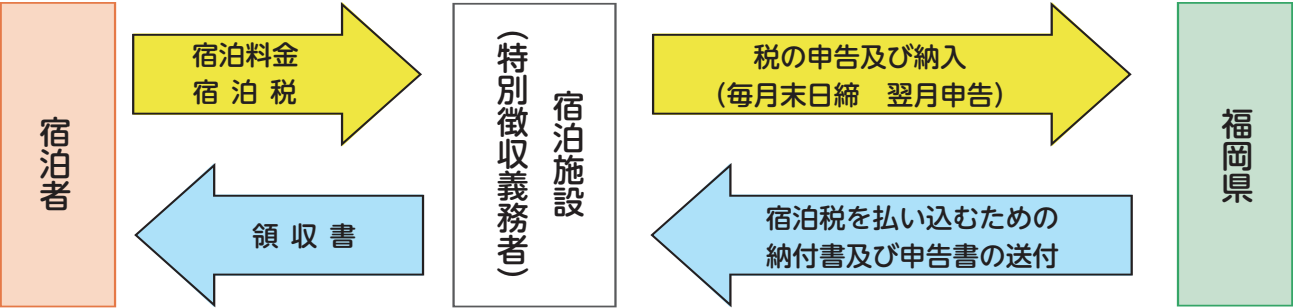
●申告と納税

宿泊施設の経営者が宿泊者から税金を預かり、毎月分をまとめて、翌月の末日までに県税事務所に申告して納めることになっています。

なお、申告者の皆様の負担軽減を図るため、所在地が北九州市及び福岡市の宿泊施設については、特例により、これらの市に県税分も併せて税金を納めることになっています。

※一定の要件を満たす場合は、申請により3か月分をまとめて申告して納めることができます。

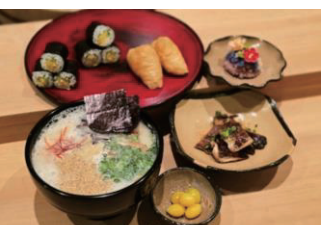
【参考】申告納入フロー図



●取扱県税事務所 福岡県博多県税事務所 課税第3課 (TEL:092-260-6007)

●宿泊税の使いみち

宿泊税は、第三次福岡県観光振興指針で掲げる、以下の4つの施策の柱に基づき実施する観光振興施策に活用していきます。

4つの施策の柱	取組内容
(1) 受入環境の充実  生産性向上支援 (大浴場のリノベーションによる集客力向上)	○ 宿泊業における生産性向上の取組を支援 ・宿泊業専門アドバイザー等による課題抽出及び改善に向けた伴走支援や、宿泊事業者の生産性向上に資する設備導入等の支援 ○ ユニバーサルツーリズムを推進 ・誰もが安心して旅行を楽しめるよう観光施設の段差解消や案内設備の充実などユニバーサルデザイン化のための施設改修等を支援 ・県公式観光サイトを活用し、ユニバーサルツーリズムに対応している観光施設やモデルコースの情報を発信
(2) 観光資源の魅力向上  久留米餅の藍染体験	○ 伝統工芸品産地のオープンファクトリー化を推進 ・小石原焼産地における年間を通じた工房見学・製作体験の体制づくりを支援 ・久留米餅産地のオープンファクトリー情報を国内外に発信 ○ フィッシングツーリズムを推進 ・釣り体験、食事、観光、宿泊を一体化したオールインワン・フィッシングツアーを、釣り初心者から中級者、富裕層といったターゲットごとに造成
(3) 戦略的なプロモーション 	○ 宿泊促進キャンペーンを実施 ・閑散期の平日に観光客を呼び込む「ふくおか平日おトク旅観光キャンペーン」を実施 ○ 「食の王国・福岡」ガストロノミーツーリズムを推進 ・食と自然・歴史文化を楽しむガストロノミーツーリズムを推進するため、国内外の観光客に魅力的なメニューを開発 ・アンテナレストランやクリスマスアドベントを活用し、首都圏におけるプロモーションを実施 ○ 欧米豪・中東からの誘客を強化 ・フランス、アメリカ、中東等からの旅行者の嗜好に合わせた高付加価値な旅行商品を造成するとともに、現地旅行会社へのセールスや航空会社と連携したプロモーションを実施
(4) 観光振興の体制強化  食の多様性対応メニューの開発 (ヴィーガン対応の豚骨風ラーメンセット)	○ 観光業の人材育成・雇用促進 ・宿泊業の人材不足解消に向けたインターンシップの導入支援、合同会社説明会を実施 ・宿泊施設従業員を対象としたおもてなし研修を実施 ○ 食の多様性対応の推進 ・ベジタリアン・ヴィーガン・ムスリム等が安心して利用できる飲食店情報を発信 ・「食の多様性」を普及・啓発するため、試食体験セミナーの開催や専門家によるメニュー開発に向けた個別支援を実施

宿泊税の使いみちに関するお問い合わせは、福岡県商工部観光局観光政策課(TEL:092-643-3419)まで